

### 「地域通貨」制度の経済学的位置づけ

三浦, 一輝

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

60

(開始ページ / Start Page)

57

(終了ページ / End Page)

68

(発行年 / Year)

2008-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003129>

# 「地域通貨」制度の経済学的位置づけ

経済学研究科 経済学専攻  
博士後期課程3年 三浦 一輝

## 1. はじめに

1990年代、日本経済が長引く景気の停滞から抜け出せずにいる中で、地域社会では、都市部との格差、商業の不振、福祉・環境問題、人口の過疎化などの潜在的に抱えてきた問題が表面化し、その重要性が認識されることとなった。とりわけ、土着商店の相次ぐ閉店による商店街の退廃やコミュニティの希薄化は、多くの地域で顕著であり、地域の独自性を揺るがしかねないものであった。政府は、このような直面する問題への対応を迫られることとなったが、有効な政策を打ち出せずにいた。その一方で、地域組織—とりわけ、地方自治体、NPO、市民団体をはじめとした、公益を目的に活動する組織—は、「町づくり」のスローガンの下、それらに対する処方箋の一つとして、「地域通貨」に関心を寄せた。彼らは、地域の経済振興やコミュニティの再生などを促進させる政策手段として、「地域通貨」にその可能性を見出し、期待を高めた。当時の、『国民白書』、『環境白書』、『中小企業白書』、『NPO白書』、『各自治体HP』、『商工会議所発表資料』などでは、「地域通貨」の可能性と期待される効果が度々とりあげられ、マスメディアを通じても広く一般にも認知されるようになった。そして実際に、日本各地では、2004年3月時点で256件の「地域通貨」制度が導入された<sup>1</sup>。その後、着実にその数を伸ばし、2007年11月までに、これまでの累計は600件以上にのぼると言われている。

この「地域通貨」制度には種別によって様々な定義が与えられているが、ある特定の地域やコミュニティ内で私的に発行され、循環する交換手段、と定義するのが一般的である。この定義において、歴史を振り返れば、かつて日本の江戸期に、諸藩で発行が相次いだ藩札<sup>2</sup>や、19世紀中頃のアメリカ、フリーバンキングの時代、地域の有力銀行が自由に発行していた紙幣<sup>3</sup>などが存在してきた。より現代における身近な例としては、民間企業の発行する各種プリペイドカード（前払式証票）や商品券（有価証券）がそれに相当すると考えられる。これらに関しては、地域の貨幣不足を補う目的、国内の統一的な貨幣が存在していなかった時代背景、貨幣価値の安定（インフレ抑制）、などの市場の効率化に重点をおくものとして、その制度の実態や、経済的な影響が経済学からのアプローチによって明らかにされてきている。

他方で、前述したような、地域組織が地域活性化を目的に発行する「地域通貨」制度が存在する。その形態は多種多様であるが、共通する特徴は、既存の金融通貨システムとは独立しており、流通範囲が限定的である（貨幣としての信用が一般的ではない）こと、そして、地域の経済振興のみならず、地域の多様な問題の改善を目的に導入されている点である。これらの、いわゆる現代版「地域通貨」制度に関しても、その急速な普及と関心の高さを反映して、経済学をはじめとして、社会学、政策科学、工学などの分野で学際的なテーマとして取り扱われ、その実態について研究が行われてきた。しかしながら、地域組織が地域の活性化のために発行する交換手段、とした狭義の意味における「地域通貨」は、藩札や前払式証票とは明らかに目的や仕組みを異にするものであろう。では、狭義の意味におけるこれらの「地域通貨」制度とは何であるのかという疑問が生じてくる。そもそも、この問いに答えることは、「地域通貨」を経済学の分析対象とした場合に、期待される役割や有効性、地域に与える影響などに関する分析の前提として重要になるものと考えられる。

これまで「地域通貨」制度がどのように位置づけられるのかという関心を持った研究は存在していないが、近年では、近接した関心として、「地域通貨」の性格を考察した興味深い研究がある。福重（2002）は、「市場経済

1 筆者の調べによる。

2 丸山（1996）では、藩札の地域通貨としての役割について注目している。藩札は、幕府の金銀銅貨とは異なり、原則として藩の勢力の及ぶ範囲内のみで通用する。藩内の貨幣不足を補い、商品流通を促進する役割を果たしていた。

3 Hayek（1976）において議論されている。貨幣の発行権を民間銀行に委譲し、各銀行の貨幣を市場で競争させることを提案。そうすることによって競争の中で生き残るために、かく銀行は貨幣価値を安定させるために努力をすることを考察している。その流通範囲も発行銀行の影響が及ぶ範囲である。

によって達成された所得分配を、擬似通貨の発行に基づくシミュレーションによって、特定の人々の間で再分配する仕組み」と考え、このような再分配の仕組みが、どのような社会経済的要因によって発生するのかについて都道府県レベルのデータを用いた実証分析を行っている。結果として、人口の増加は発生件数を増やす傾向にあるのに対して、第2次産業と第3次産業の就業者、15歳未満人口と65歳以上人口が発生件数を減少させる傾向にあることを示している。この推定結果を解釈すれば、中間年齢人口が多く就業者が少ない地域で「地域通貨」の発生件数が高まる傾向にあり、高校生や大学生といった学生と専業主婦が多い地域で「地域通貨」が導入されやすいことの現われと考えられる。さらに、発生地域における野党議員数による正の効果が存在するとしている。これは、中央政府に対抗するという政治的嗜好の強い地域で「地域通貨」が導入されやすいことを示唆する結論となっている。

また、Pacione (1997, 1998, 1999) は、「地域通貨」を「地域による経済のグローバリゼーション化への対抗手段」として考え、地域の資金の流出入を排するものであるとしている。貨幣のグローバルな流出入が地域へもたらす弊害の一つとして、コミュニティの経済や文化を攪乱すると指摘し、特定のコミュニティで独自の貨幣を循環させる仕組みをつくることによって、言い換えれば、域内の消費を囲い込むことで、地域経済の活性化が達成されることを示唆している。

これら以外の先行研究には、「地域通貨」制度導入の実態調査、効果または可能性の検討に注目しているものが多く存在する。それらの研究についても概観しておこう。

まず、「実態調査」を目的としたものである。海外では、日本よりも時期を先行して「地域通貨」の導入が進められていることから、海外の事例について、様々なタイプの「地域通貨」制度の実態調査を行った研究として Davies (2004) が挙げられる。また、Caldwell (2000) は、イギリスを対象に、「地域通貨」制度が存在する地域の住民に対して、参加不参加の動機をアンケート調査している。結果は、「市場で得られにくい財・サービスを得たい・提供したい」、「新たな交流を求めて」、「地域経済を活性化に貢献したい」、「環境を守りたい」、「ライフスタイルを変化させたい」などの動機があることを明らかにしている。Caldwell と対になる研究として、河合・島崎 (2003) の研究がある。彼らは、運営主体側に対して、導入の目的を問うアンケート調査を行っており、その結果は、「地域経済の活性化」や「コミュニティにおける相互扶助の促進」などが主に挙げられている。また地理学的な観点からは、Lee (1996) がある。「地域通貨」制度は、都市部よりも地方において、その効果を発揮するという考えから、都市部との物理的な距離がどれだけ離れた場所で発生しているのかを調査し、地理的分布からその実態を報告している。

次に、「地域通貨」制度の「地域社会への効果またはその可能性」を議論する研究がある。海外の事例に倣った「地域通貨」制度が多く存在する日本において、日本発の「地域通貨」として、コミュニティ内での相互扶助や人的交流を主題に置いた「エコマネー」が加藤 (2002) によって提唱されている。そこでは、エコマネーを利用した地域循環型社会のシステムデザインの提案がなされている。また、O'Doherty et al. (1999) は、地域の住民間の人的ネットワークを発展させる手段であるとし、その点での政策的重要性を指摘している。O'Doherty et al. と近接した関心を持つものとして、本田 (2001) は、ICカードを利用した「地域通貨」を導入することで、その利便性の向上と普及促進の可能性を検討している。ICカードを利用することで、住民だけでなく行政や企業間の取引に用いることが容易になり、地域内の産業連関を高め、地域経済の活性化につなげることを検討している。また、地域のコミュニティに与える効果を議論している Williams (1996a, 1996b) や Peacock (2000) がある。上杉 (2001) は、「地域通貨」を利用したNPO活動によるトランザクション・コスト削減の可能性を検討している。加藤 (2004) では、「地域通貨」制度をより広義の意味で解釈し、今後の「地域通貨」の成長を見据えた議論がなされている。また、上記の枠組みには含まれないが、「地域通貨」の流通を理論的に分析したものに三浦 (2008) がある。これらの先行研究は、「地域通貨」の様々な側面に焦点を当てているが、一方で、議論の土台となる位置づけを与えることが必要となってくる。

そこで本稿では、経済学の立場から、「地域通貨」制度に位置づけを与える。「地域通貨」制度はその登場から、地域によって目的や設計を異にする様々なタイプが存在しているため、まず、その代表的事例を考察する。そこから制度の仕組み、目的、取引される財・サービスに焦点を当て、「地域通貨」制度の一般的な制度設計を考察していく。そして、導き出された制度が経済学でどのように解釈が可能となるのかを検討する。

本稿の主な結論は、以下の通りである。地域の多様な需要を、地域住民自らが自発的な組織を形成することに

よってその供給を担う、つまり解決することができるような形態であることを示し、「地域通貨」制度をクラブ財として位置づけている。「地域通貨」制度がクラブ財として位置づけられることで、各地域の固有の問題を、その地域で限定的に解決することが可能である理由が示される。さらに、参加者がそれぞれの便益を得るための効用を最大化する行動をとっていること、そしてそれが、地域経済の活性化やソーシャル・キャピタルの形成という外部効果を発生させることにつながることを明らかにしている。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、「地域通貨」制度の代表的事例を考察し、第3節では、その経済学的位置づけを行う。第4節では結論を述べる。

## 2. 「地域通貨」制度の事例とその目的

近年、諸外国や日本各地で導入されている「地域通貨」は、「町づくり」を目指す地域の団体が運営主体となって発行される。流通の形態は、紙幣型、通帳記入型、ICカード型などが存在しており、流通範囲は、「限定された特定の地域」、あるいは「参加メンバー間」となっている。

流通範囲内での、「地域通貨」は「事業者」や「参加メンバー」との財・サービスの取引に利用され、循環する。ここでの「事業者」とは、主にその地域に根ざした商店であることが多く、彼らが供給するのはごく一般的な財やサービスである。また、「参加メンバー」とは、地域で生活する個人（主婦、学生、会社員、高齢者、フリーターなど）を指し、彼らは、自分が所有する財を売ることや、自らの行うサービスを提供することができる。両者ともに、その対価として地域通貨を受け入れることになる。

また、財やサービスを持たない個人は、運営主体が指定するボランティアに従事することで「地域通貨」を得ることができるケースが多く見られる。これら取引の活性化によって「商業振興」、「環境保全」、「相互扶助」、「NPO・市民活動の活性化」などの外部効果が生みだされることになる。

これまでの導入件数は、2004年3月時点で、256件の「地域通貨」制度が導入されている。その後、着実に数を増やし、2007年11月までの累計は600件以上にのぼると言われている。仕組みも地域により独自性を含んだ設計がなされており、参加する主体や目的によって交換される財・サービスにも違いが見られる。また海外では、日本よりも数年早くから「地域通貨」制度の導入が開始されており、特に北米・南米・ヨーロッパにおいてその活動は盛んである。そうした事情から、日本の「地域通貨」制度もそれらをベースに考案されているものが少なくない。そこで本節では、実際に海外で運営されており、かつ地域に浸透している代表的な事例を見ていくことにする。そして、その導入目的を整理する。

### 2.1 代表的事例の考察

表1は、海外における代表的な事例を挙げ、その仕組み・価値基準・目的・運営主体・発行形式・換金性・流通地域・参加規模についてまとめたものである。

この中で、表の1列目に示される LETS (Local Exchange Trading System) と呼ばれるタイプの「地域通貨」制度には、多くの先行研究が存在していることから、LETS の現状や意義の詳細を理解することができる。LETS は、あらかじめメンバー登録した参加者間で、参加者間だけに通用する「地域通貨」を交換媒介とし、登録参加者間で提供し合える財・サービスの取引を行う制度である。地域の深刻な不況に対し、LETS を導入することで、取引を行う際の交換媒介としての貨幣不足を補うと同時に、地域住民全体における相互扶助関係を作り上げようとするものである。現在では、イギリス 400 地域以上、オーストラリア 200 地域以上、フランス 124 地域、オランダ 65 地域、イタリア 100 地域、その他どいつ、ベルギー、オーストリア、スイス、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、アメリカ、ニュージーランドなどで導入されている。イギリスのケースを見ると、一つの LETS 当たりの参加人数は比較的小さなもので約 30 名、最大で約 550 名である。内訳では 100 名から 200 名規模の LETS が大きな割合を占めている。Williams (1996b) によれば、LETS を成功させるためのクリティカルマスは 50 名とされており、それよりも小さなシステムでは、財・サービスの需給が均衡せず、失敗に終わるケ事例が多い。

LETS のほとんどのケースでは、運営主体は非営利団体・市民団体となっている。そして一般参加者は運営主体へ年会費を支払うことで、個人の供給できる財・サービスが登録・公開され、他の参加者との取引が行われる。あるいは、運営主体がボランティアを行う機会をつくり、そこでのボランティアに従事した者に対価として

表1 「地域通貨」制度の代表的事例

名称	LETS	Ithaca Hour	TRONT DOLLAR	Time Dollar	WIR
仕組み	一般参加者間と商店等の間で、財サービスの交換	一般参加者間と商店等の間で、財サービスの交換	カナダドルからの両替をおこない、参加商店で使用。商店は受取額の10%をNPOへ寄付	参加者間でのサービスの交換	スイスのWIR銀行が中小企業に低利率で融資。中小企業間での相互取引にも使用
価値基準	法定通貨基準	法定通貨基準 時間基準	法定通貨基準	時間基準	法定通貨基準
目的	地域経済の活性化地域内での相互助	時間基準法定通貨基準	NPO活動の支援	地域内での相互助人的資源の有効活用	中小企業支援中小企業間の取引を活性化させる
運営主体	非営利団体	運営委員会	民間企業	非営利団体	WIR銀行
発行形式	取引当事者間で発行 運営主体が発行	運営主体が発行	運営主体が発行	取引当事者間で発行	運営主体が発行
換金性	無し	無し	有り (商店等の換金率は90%)	無し	無し
流通地域	カナダ バンクーバー	米ニューヨーク州 イサカ	カナダ トロント	主に米英日の数ヶ所	スイス全土
参加規模	商店を含んで約600人	数千人の住民と約500の企業が参加	トロント市内の200以上の企業が参加	20人～8000人と導入地域によって様々	中小企業6万社が加盟 (国内中小企業の約20%)

支払われる。「地域通貨」の形態は、硬貨や紙幣ではなく、運営主体が口座上で管理するバーチャルなものが多い (Lee (1996))。取引するメンバー2者間で取引価格を交渉し、その時点でメンバーが自由に「地域通貨」を発行するものである。Pacione (1997) は、「地域通貨」制度の参加メンバー間以外では「地域通貨」は意味を成さず、その価値は参加メンバー間の相互的な信頼性によって裏付けられると指摘している。

また、運営主体による導入の意図は各地域によって異なるが、2つに分けて考えることができる。第一に、「市場経済の枠組みの中で地域循環型経済の形成に貢献」、第二は、「LETS の参加者はその地域の住民であり、市民活動の一環」として実施している。前者はアメリカ、カナダに多く見られ、後者はイギリスをはじめとしたヨーロッパ諸国中心に広がっている。LETS の場合、制度設計上、前者のような地域にもたらす経済効果にはつながりにくいと考えられ、後者のように参加メンバー間での相互扶助や人的交流を維持し、ソーシャル・キャピタルを形成する制度として考えた方が適当であろう。このボランティアな相互扶助の精神を裏付けるものとして、LETS での取引において、地域内の失業者など社会的弱者が行ったサービスに対する価格付けは、比較的裕福な人が行ったサービスよりも高く評価されるという報告がある (Pacione (1998))。

その他の事例について、アメリカの Ithaca Hour (イサカ・アワー) の例では、イサカ地方を中心に約 500 の店舗で利用可能である。購入する財・サービスの対価のすべてをイサカ・アワーで支払うことが可能な場合や、その支払い金額の一部に利用することができるケースがある。導入の目的は地域の経済振興であり、利用可能な地域を限定した「地域通貨」によってその地域内での経済循環をつくることにある。また利子につかないという特徴からイサカ・アワーを貯蓄するメリットが減ぜられ、消費を促進させる狙いがある。食料品や雑貨を扱う商店での利用の他にも、一般参加者間では、個人の家でつくられた野菜やパン、外国語のレッスン、大工仕事、アルバイトの給与、高齢者へのボランティアなどの多岐にわたる財の取引がなされている。

TORONTO DOLLAR (トロント・ダラー) はカナダのオンタリオ州トロント市で流通する「地域通貨」である。NPO 活動の支援と地域経済の振興を目指している。導入当初からトロント市長が導入を支持していることから認知度が高く、大都市部で成功しつつある数少ない例の一つである。他の「地域通貨」制度と異なる点として、参加者がカナダ・ドルを支払うことによってそれと等価のトロント・ダラーが発行され、地域内でのみ取引を行うことができる。商店は換金が可能であるが、その額面の 10% を NPO へ寄付する仕組みである。地域に根付いた NPO

活動を支援するという主旨を理解し、地域社会に貢献したいという個人の存在から成り立つものである。

Time Dollar (タイム・ダラー) について、その目的はコミュニティの再生である。登録参加者間での「助け合い」を主としている。供給するサービスの質に関わらず1時間=1点とされ、誰でも費やした時間と同分量の時間を受取ることができる。また交換されるサービス内容は参加者自身が何を提供できるのかによって決定される。例えば、掃除、庭仕事、子守りなどであり、個々人の信頼関係と交流をつくりだそうとするものであるといえる。

スイスの WIR 銀行では、「地域通貨」WIR (ヴィア) が中小企業間の決済手段として用いられている。当初は地域間の取引であったが、ある段階から金融機関が介入し、1WIR=1 スイスフランとし、政府の認可を受けた金融機関が管理するメカニズムを組み込むことで法定通貨と「地域通貨」の中間的な形態に発展してきた。実際の企業間取引において約6割をスイスフラン、約4割を WIR で取引を行うことで法定通貨と共生できている。また、欧州では通貨統合がなされ、域内の経済が一体化しつつあるが、WIR 銀行はそうした中で、中小企業間に資金をつなぎとめるための仕組みとして存在する。

これらの事例から明らかになることを整理しておく。まず、民間や自治体などが独自に「地域通貨」制度を導入する動きは、中央銀行以外の主体も自由に貨幣を発行するという意味においては、Hayek (1976)『貨幣発行自由化論』との接点がある。ただし、Hayek が、民間銀行が貨幣を自由に発行することで、中心的な役割を果たす通貨としての地位を競わせることを想定したのに対して、現代の「地域通貨」制度は、法定通貨の存在を前提として、換金性を持たず、法定通貨を補助する交換手段として考える。これによって、法定通貨との併用を促すことで消費を地域につなぎとめることや、ボランティアや環境・福祉活動などへの対価としての役割を評価することができる。前者については、地域の生産物を地域内で消費するという「地産池消」の運動に通ずるものであるし、後者においては、環境保全の意識や人的交流の活性化といった地域の特色を作り上げる、または取り戻すことに有効であろう。

また取引の対象となる財・サービスに、家事手伝い、ボランティア、リサイクル、手作り品などの市場では評価されにくい、もしくは供給されないようなものがあげられる。これらは「地域通貨」制度の導入以前から需要が存在していたが、市場では満たすことができなかつた需要であり、「地域通貨」制度の導入によってその需要が表面化し、実際に取引ができるようになった財・サービスであると予想できる。

そのような一例として、高齢者の福祉が挙げられる。ある地域に独居老人が住んでいたとしよう。彼らの身体の自由度が低く、介護を必要としているのであれば民間企業に介護サービスを依頼し、身体や身の回りの世話といったサービスを受けるであろう。この一方で、身体は健康であるが、独り身という孤独感から精神的に満たされていない高齢者がいる場合、彼らは他人との会話や触れ合いを欲するが、そういったものは民間の介護サービスでは供給されていないのが現状である。そこで地域に「地域通貨」制度が存在するならば、彼らの需要を満たす可能性がある。その高齢者は「地域通貨」制度に参加することで、近隣の参加住民から家事手伝いなどのサービス提供を受けることを通じて触れ合いの機会を得られるであろう。その対価として「地域通貨」を支払う。またその逆に、高齢者自らがボランティアの場へ出向くことや、なにかしらのサービス供給側になることによって地域や他人との交流を得ることができる。そこで「地域通貨」を得ることもできる。もし、市場において他人とのコミュニケーションを得られるサービスが存在したとしても、そこから高齢者の精神的な充足感が満たされるとは考えにくい。このような非常に小規模であることや、貨幣取引では得られにくいような財・サービスの需要は、高齢化が進行する日本において少なからず必要とされるものであろう。若い世代であれば、得た「地域通貨」を法定通貨との併用によって地域の商店街での消費に利用することができる。普段であれば他地域の大型商店で買物をするところを、「地域通貨」を持っていることから地域内で買物をするのが考えられる。それは他地域へ消費が流出することを防ぎ、地域経済の活性化につながっていくであろう。

このように現在の「地域通貨」制度の仕組みでは、地域の中にグループを形成し、相互依存の経済活動を行っている。その活動は個人の需要を満たすものであったり、地域全体の便益となったりするものがある。さらに、それらを必要とするのも、供給するのも「地域通貨」制度の参加者である。そしてその需要や供給の多くは市場では供給されない、またはそれが困難なものであることがわかる。つまり、「地域通貨」制度によってそれらの需要が顕在化していると捉えることができよう。

## 2.2 運営主体とその目的

「地域通貨」制度を考察するにおいて、管理・運営する主体はいかなる団体であるのか、何を目的に供給されているのか、またそれはどの主体が受益しているのか、このことは地域通貨制度の性格を明らかにしていく上で必要であろう。まず、誰が運営主体であるのか。海外や日本の地域通貨制度においてその運営主体を担っているのは市民団体・町内会、NPOが多く、次いで商店街・商工会議所、地方自治体となっている。

これらの団体は、地域の「公益」に関与している、もしくは「非営利」の形態で活動することが必要とされるなどの特徴を持っている。本来、これらの特徴は、市場での供給が達成されにくい地域の多様な問題や比較的規模の小さな需要への供給不足といった「市場の失敗」の解決策として、政府によって行われてきた活動である。

「地域通貨」制度は政府によることなく、市場において市民団体・町内会、NPOなどの自発的な民間組織によって供給されている。つまり市場で供給される財・サービス、政府の供給する公共財では満たされない何かしらの需要をもつ集団であるといえる。そして、市場では満たされない需要を補完することが、「地域通貨」制度の目的と予想できる。

では、市民団体・町内会、NPOなどの自発的な民間組織によって供給される「地域通貨」制度は誰のために、どんな目的で行われるのであろうか。誰のために、つまり目標受益者集団であるが、これは運営主体自らを含んだ地域の参加者全てである。全国の「地域通貨」制度がどのような目的で導入されたのかを分類すると、商業振興、環境保全、相互扶助、NPO・市民活動の活性化、その他、の5つに分類することができる。

- 商業振興：商店（事業者）が積極的に参加し、一般参加者が「地域通貨」と法定通貨を併用することで、他地域への消費の流出・商店街の活力低下への対応、地産地消の意識の浸透などが挙げられる。地域の経済活性化を目指している。
- 環境保全：環境保全活動（地域の清掃・植林など）への参加者、商店でのレジ袋不要の消費者、使用済み食用油（リユース用）の持ち込み者、へ地域通貨を支払うことで、地域の環境保全やその意識を浸透させる。
- 相互扶助：主に一般参加者間で、個人が生産する財・サービスの交換を行う。子守り、高齢者への介護、家電の修理、英会話でのコミュニケーション、パソコン指導などの様々である。市場で上手く供給されにくい財・サービスが多く、地域のコミュニケーション、人的交流や相互扶助精神を育成する。
- NPO・市民活動の活性化：環境・福祉・教育・文化・世代間交流・地域間交流などの分野の団体の活動を活性化、支援する。主に地域のボランティア意識の育成やその活動の活性化を指す。
- その他：行政施設の利用促進、行政イベントでの利用など。各地域の特性が盛り込まれる。

以上のように各団体は様々な目的を達成するために活動しているが、以上のどの要因も参加者全体の便益となりうる点で共通している。また、環境保全の便益などは、その特性から参加者だけではなく、地域全体へ便益をもたらすことからスピルオーバー効果が存在する。整理すると、「商業振興」を、「地域経済活性化型」として、それ以外を「ソーシャル・キャピタル形成型<sup>4</sup>」として解釈することができる。

## 3. 「地域通貨」制度の位置づけ

近年、日本各地で導入が試みられている「地域通貨」制度は、地域組織によって発行される「地域通貨」を交換媒介として、ある特定の財・サービスの交換を参加メンバー間で行い、それにもなう効果として地域の活性化の達成を図る制度である。「制度」を、社会的に定められた決まりやルールの一つ、もしくは複数が集まることで体系を成しているものとしたとき、このような限られた集団によって利用される制度を経済学的にどのように位置づけることができるのだろうか。以下では、「地域通貨」制度を経済社会で消費・供給される財・サービスの一形態であると捉え、考察していく。

社会には、法制度・教育制度・社会保障・税制度などの多岐にわたった制度が存在している。これらは国や地方自治体などの政府部門によって供給されている財・サービスである。また、産業ごとに企業行動のルール化や家計が近隣住民間で回覧板を回すなどの行為も互いに情報を共有させる仕組みであり、民間部門によって供給される制度、つまり財・サービスの一つであると考えられる。政府部門によって供給される財・サービス、とりわ

<sup>4</sup> Putnam (1993) の定義によれば、人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴である。

け上記のような制度の便益は、特定の個人のみには帰属するのではなく、同時に多数の個人に帰属するという点で共通の特徴を有している。その他にこのような特徴を持つものとして、司法・警察・国防・道路・港湾・公園・消防が挙げられ、我々は通常、公共財 (public goods) と呼び、私的財と区別している。公共財と呼ばれているこれらの財は、古くから政府部門の供給すべきサービスとされてきたものである。「地域通貨」制度についても、そこから多くの個人が便益を受けることができる制度設計がなされており、公共性が高いという意味で、政府によって公共財として供給されることが可能であると考えられるが、実際には、特定の個人の集団の集合的需要によって供給、消費されている。なぜ、そのような方法がとられているのだろうか。また、公共財と呼ばれる財は、これまで必ずしも確固とした定義が与えられていないようである。本節では、これまでの公共財の議論から「地域通貨」制度の位置づけをおこなっていく。

### 3.1 公共財からのアプローチ

経済学において、初めて公共財の定式化を行った Samuelson (1954) は、各個人の消費が他のいかなる個人の消費も妨げないという意味で、「すべての個人が等しく消費できる財を集合的消費財 (collective consumption goods)」とし、公共財の特徴をこの集合的消費の概念で捉えた。この後、公共財の持つ性格の多面性を物語るがごとく、公共財の定式化に関する数多くの議論が展開され、公共財の取り扱いに関し、大別して3つの立場があると考えられている。

第1のグループは Samuelson の考え方を引き継ぐもので、公共財を「集合的消費財」として扱うものである。Musgrave (1969)、Dorfman (1969) らに代表される。第2のグループは公共財を「結合供給」として取り扱う Buchanan (1968) に代表される。第3のグループは、公共財供給の制度的側面を扱う Buchanan (1965)、Steiner (1969)、Zechhauser (1969) に代表されるグループである。

まず第1のグループについて、Samuelson の定式化によれば、 $n$  人の個人からなる社会において、ある財の供給量  $Y$  と個人  $i$  の消費量  $y_i$  との間に、 $y_i = Y$  ( $i = 1, \dots, n$ ) という関係が成立するとき、この財は集合的消費財であるとみなす。つまり集合的消費財とは、いったん供給されると、その財の各単位が、複数の個人によって、同時に等しく消費される財である。Samuelson の集合的消費財の概念は、財の各単位が特定の個人によってのみ消費される私的財との対比によって、公共財の性質の把握を試みている。Samuelson の集合的消費財を社会財 (social goods) として捉えた Musgrave は、公共財の定義を消費の外部効果、つまり消費の非競合性 (non-rivalry) が存在すること、公共財の本来の性質が排除原理の不成立、つまり財・サービスの消費に際して、対価を支払おうとしない個人を排除することが不可能である、さらに、排除することに膨大な費用を要するという性質、消費の非排除性 (non-excludability) の二つを満たすこととしている。つまり、Samuelson や Musgrave によって示された公共財、集合的消費財は、「非競合的、かつ排除不可能な財」として定義でき、通常、純粋公共財とされるものである。

彼らの定義に従うならば、「地域通貨」制度は、参加者間のルールの下で「地域通貨」を交換媒体として利用、循環させる制度として存在することから、非競合的である。一方で、排除性の観点からは、参加者が登録制タイプのものや、「地域通貨」を得るために何らかの成本 (例えば、ボランティア供給) を支払わねばならないという点で、全ての個人が「地域通貨」制度に参加し、その便益を享受できるわけではない。つまり排除が可能である。従って、「非競合的、かつ排除可能な財」として位置づけられるであろう。この場合、ある人の消費が他の個人の消費と競合しないとしても、物理的には排除することは可能な場合である。つまり、彼らの定義において、「地域通貨」制度を公共財とする主張は弱いであろう。

このような財・サービスの性質から公共財を定式化することは、消費における需要サイドからのアプローチであると言える。しかしながら、現実の公共財の中に集合的消費財を完全に満たす財を見出すことは困難であるとの批判を招きもしている。それに対して、第2のグループに属する Buchanan (1968) は公共財を供給サイドからのアプローチ、結合供給される財として取り扱っている。例として、公園という財のケースを考えると、公園のもたらす便益は、ある個人にとっては、そこに出掛けてスポーツをしたり、昼寝をしたりする楽しみから発生する。このことは、公園の提供するサービスの消費に基づく便益である。だが、他の個人にとっては、公園はその存在自体によって町の景観を高めるものであり、災害時における避難場所としての安心を与える、というサービスを提供し、前者とは異なる便益が発生していると考えられる。公園には物理的規模があるので、スポーツなど

による消費が高まればすべての人々が同時に公園から同様のサービスを享受することは不可能になる。しかし、公園の存在から発生するサービスは、周辺の住民によって等しく享受される性格を持っている。

この点から「地域通貨」制度について考えてみると、結合供給される財という条件を満たしていると考えられる。ここで、公園に置き換えて供給される財・サービスは「地域通貨」制度である。参加者である個人がそこから享受する便益は、各人にとって異なったものである。言い換えれば、参加者それぞれは異なる動機によって参加しているため、地域通貨制度によって提供されるサービスから受ける便益も異なるはずである。イギリスのLETSの事例から参加者の動機を調査したCaldwell (2000)において、その結果は「市場で得られにくい財・サービスを得たい・提供したい」、「新たな交流を求めて」、「地域経済を活性化させたい」、「環境を守りたい」、「ライフスタイルを変化させたい」等の様々な動機があることを示している。こういった個人が実際にその目的を達成し、便益として享受しているならば、「地域通貨」制度を結合供給されている財とすることができる。

それにも関わらず、実際には「地域通貨」制度は政府が供給をしているものではないということから、結合供給の概念のみでは、公共財として定義する主張は弱いであろう。そこで、「地域通貨」制度が、公共財として供給されるべきでない何らかの理由が存在することが予想される。

第3のグループにSteiner (1969)、Buchanan (1965)を取り上げる。彼らの研究は、どのような財が公的に供給されるか、または集散的に供給されるかといった制度の問題を扱っている。Steiner (1969)において、公共財の定義は、「公共的に生じた、あるいは提供された集合財<sup>5</sup>は公共財である」とされている。また、この定義の中で示される「集合財」は必ずしもSamuelsonタイプの集散的消費財を意味していない。集合財は公衆のある部分が集散的に欲し、自由市場が生産する以外の種々の財や用役に対して支払う用意がある時にはいつも生ずるものである。それゆえ、集合財が存在するためには、(1)私的市場が生産する代替物との間に質・量にわたる評価する差異があること、(2)その差異に対して、ずっと需要が存在すること、という2つの条件が必要であることが指摘されている。この概念から、集合財とは私的にも公的にも供給されることが可能であり、サークル活動、地域の市民団体、労働組合は私的集合財の例であり、集合財を提供する機構が政府、またはそれに準ずる時、その財を公共財として定義することが可能であると捉えることができる。

このような集合財が存在するとき、その財をどのようなルール、制度の下で供給、消費することが効率的であるのかが重要となる。その選択を市場か政府かという二者択一に限らないことを示す経済分析として、Buchanan (1965)の「クラブの経済理論」が存在する。ある財・サービスの供給において、固定費用が高いことや、非競争性を持つため、集散的な供給主体が必要とされる場合、同様の需要を持つ集団によってクラブを形成して供給を行という選択が可能であることを指摘している。ここで、自分の望む財・サービスが公共財や市場によって供給されにくい、またはその供給水準に不満がある場合、自分達で供給して消費するというのは個人にとってひとつの制度選択であると考えられる。

個人々の消費量を制限することは困難だが、個人々が消費に参加する機会を制限することが比較的容易な財がクラブ財である。つまり特定の集団にその便益が限定されることになる。Buchanan (1965)では、スイミングクラブが例として挙げられている。このような財・サービスは、通常、ある特定の個人を共同利用者にするか否かについては排除原則を適用するが、いったんメンバーになった個人には、その財・サービスをグループの共同使用財として全員に使用量を制限することなく使用させる。ただし、メンバーとなるための会費などの必要なコストの支払いを行わない者は、財・サービスの使用から排除されることになる。いったんメンバーとなった個人は、その財・サービスを他の個人と競合することなく利用できる（「非競争的、かつ排除可能な財」）。以下では、「地域通貨」制度がクラブ財として位置づけられる可能性を検討していく。

### 3.2 クラブ財としての「地域通貨」制度

「地域通貨」制度は、地域経済の退廃、環境や福祉問題、コミュニティの希薄化などの地域社会の課題を改善するものとして登場してきた。本来、これらの問題は、市場メカニズムや政府が公共財を供給することを通じて、その解決を図るべきものであるが、十分な対策がなされていないと考えられる。しかしながら、これらの政府や市場の失敗は、地域や地域住民にとっては、生活の基盤を揺るがす深刻な問題である。

5 ベストン (1975) において、集合財の定義は以下のように定義されている。「ひとたび特定集団のあるメンバーに供給されるならば、その集団のどの成員をも、その使用から排除できない財」。

では、公共財としての性質を強く持つようなある種の財・サービス、ここでは地域経済振興、環境保全、域内での相互扶助、人的交流の活性化、NPO・市民活動の活性化について、政府ではなく、民間組織が供給を担っているということはどのように説明されるのだろうか。

最も単純な説明は、政府の機能が弱体であるがゆえに公共財に対する量的需要に対応しきれないというものである。しかしながら民間組織の供給する「地域通貨」制度の存在は量的需要という観点よりも、地域ごとで抱える問題が多様であることや、あまりに規模が小さく、また固有の問題であるといった質的問題から生ずるものと考えられる。政府や公的機関がこうした需要に応じて多様な公共財をきめ細かく生産・供給するには限界があり、画一的になる可能性や、政府の規模が拡大するにつれ非効率性が表面化する。

そこにこそ、地域市民によってつくられる自発的供給システムである「地域通貨」制度の存在意義があると考えられる。市場や公共財では得られにくい需要、ここでは環境、福祉、相互扶助などの地域の活性化といった固有の事情を背景にした需要を持つ消費者は、同様の需要を持つ者で集団を形成し、不足する財・サービスをクラブ財として自ら供給する制度を選択することができる。この観点からの「地域通貨」制度は、クラブ財として整合的であると考えられるであろう。

次に、「地域通貨」制度が「非競合性」と「排除性」の点から、クラブ財の条件を満たしているのかどうかを検討する。「非競合性」に関して、「地域通貨」制度は制度自体がクラブ財であるとするれば、追加的参加者によって競合することはないと言える。「排除性」については、各「地域通貨」制度の設計によって違いも見られるが、「地域通貨」の流通する地域が限定的であることで、他地域からの参加者がある程度排除している。あらかじめ参加資格を導入地域の住民として取り決めとしまうことで、排除を行っている団体も存在する。また、「地域通貨」制度が導入されている地域の住民だとしても、「地域通貨」を得るためにボランティアによる労働力供給や法定通貨との交換というかたちでコストがかかるような仕組みになっている、このことも排除性の一つと捉えることができるであろう。この点からも、「地域通貨」制度をクラブ財として位置づけることには妥当性があると考えられる。

クラブ財として位置づけることは、地域経済振興、環境保全、域内での相互扶助、人的交流の活性化、NPO・市民活動の活性化といった需要に対して、自発的な民間組織が、市場や政府部門からの供給に依存することなく、それを満たすことが可能な一つの形態として「地域通貨」制度が存在していることを示唆する。

### 3.3 参加者の行動と制度設計

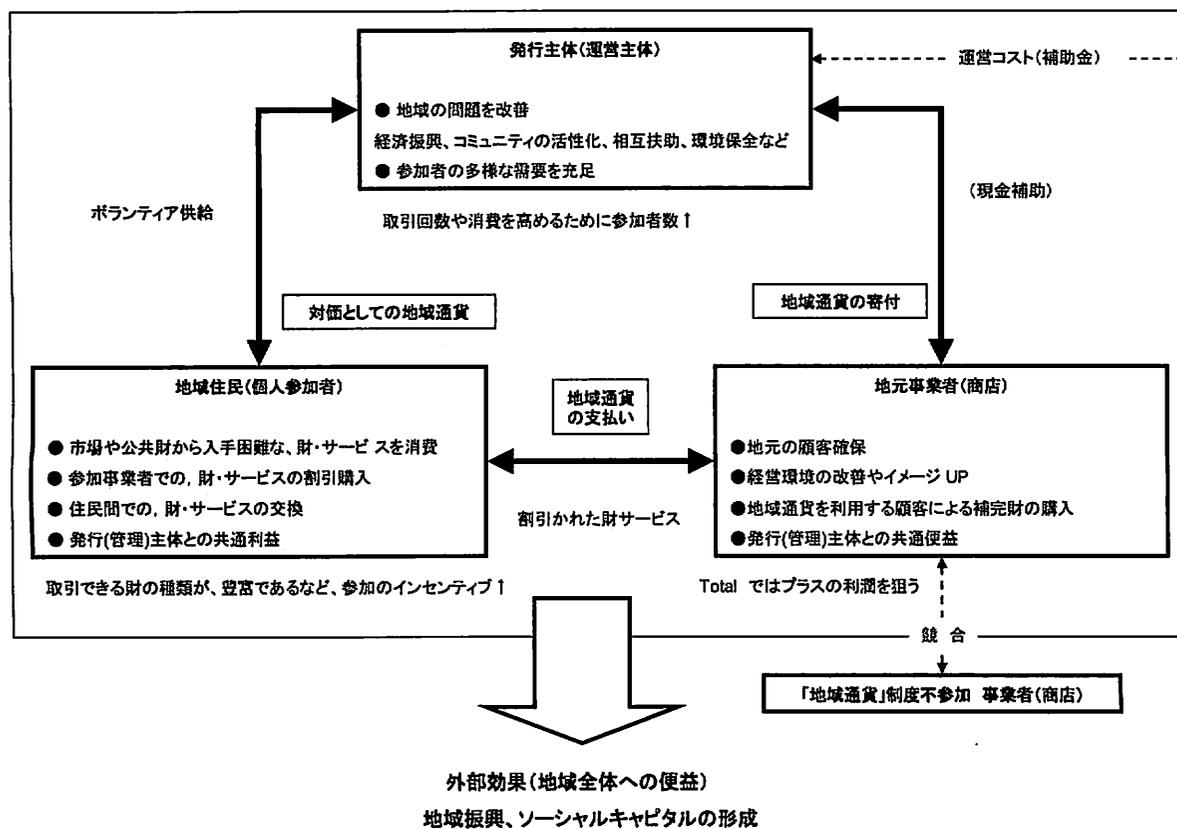
3.2 節において、市場や政府によらず、自発的な民間組織によって「地域通貨」制度が供給される理由、そしてそれがクラブ財の形態をしていることを考察してきた。ここでは、「地域通貨」制度をクラブ財と位置づけることで、どのような解釈が可能になるのか、地域全体の目的が達成される過程、制度の内部における参加者の行動に注目していきたい。

まず、一般参加者の参加動機を見ておこう。例えば、地域環境の悪化に悩むある地域が存在したとしよう。もしそこで生活する住民がそれに気づき、憂いを感じるならば、自ら積極的にその環境保全活動を行うかもしれない。そして、その地域に、同じ目的を主旨にした「地域通貨」制度が存在するならば、そこに参加し、活動を行うことが効率的であろう。一方で、地域の環境が悪化しているにも関わらず、それに関心を示さない住民や、関心はあるものの無償で労働力を供給するほどではない住民に環境保全の活動をさせるには、何らかの参加インセンティブが必要となる。そこで、それらの住民が環境保全のボランティアを無償で行うのではなく、従事する対価として「地域通貨」を受け取ることができるならば、それは環境保全活動に参加する一つのインセンティブとなると考えられる。

次に、地域の活性化のような公益を目指す運営主体によって、ある地域に「地域通貨」制度が導入された場合、運営主体をはじめとした住民、商店などの参加者は、それぞれの性格から享受したいと考える便益は異なるはずである。では、各参加主体は、どのように利用して便益を受けているのだろうか。ここで、参加を決定した各参加主体の制度内部での行動をそれぞれの費用便益の観点から考察する。この考察は、運営主体が効率的に目的を達成するために、どのような制度設計によって地域通貨を循環させているのかを明らかにする。

図1は、「地域通貨」制度内部の仕組みを示したものである。参加主体は、「一般参加者（住民）」、「商店（事業者）」、「運営主体（NPO、地方団体など）」の三者となる。

図1 各経済主体の行動



まず「一般参加者」は、「地域通貨」制度の目的に賛同し参加する。あるいは前述したように、ボランティアの対価としての「地域通貨」に魅力を感じて、参加する。つまり彼らはクラブに加盟し、「地域通貨」制度の消費権を得ることができる。いずれもボランティア供給によって「地域通貨」を得ることになる、つまり、この機会費用が参加者のコストとなっている。一般参加者が「地域通貨」を利用することで得る便益は、市場で得られにくい財・サービスとの交換であり、または市場の財・サービスの購入、割引である。

ここで、一般参加者同士で財・サービスの交換をおこなうことを選択した場合、複数の一般参加者間で「地域通貨」は循環される。一方で、商店での交換に利用する一般参加者が存在する。「商店」が法定通貨ではない「地域通貨」を受入れる行為は、短期的には売上げの低下というコストを強いられる。だが長期的な視野に立てば、地元顧客の確保、経営環境の改善、地域に貢献している商店としてのイメージアップ、また消費者がある商品に対して「地域通貨」を利用する際に、他の商品を補完財として購入することを狙うという便益を享受することが可能である。このときの商店の行動は運営主体へ「地域通貨」を寄付することになる。ただし制度設計によっては運営主体から現金補助や換金可能な場合がある。

運営主体は再び制度内に戻し、循環させる。コストは「地域通貨」制度の供給にともなう管理、維持費となる。その便益は運営主体である市民団体・町内会、NPOなどの存在理由である公益への貢献という目的と、「地域通貨」制度導入の目的とが重なるようになっていく。つまり商業振興、環境保全、相互扶助、NPO・市民活動の活性化である。またそれは「地域通貨」制度内で「地域通貨」が循環することによる「外部効果(図中では運営主体との共通便益としている)」として、運営主体、一般参加者、商店の全参加者、地域全体が共有するものとなる。

ここで、運営主体は効率的に外部効果を最大化させることを考える。それは取引回数を増加させることであり、つまり参加者数の増加を目指すことである。一般参加者は、「地域通貨」制度に参加することから得られる効用を最大化させたいと考えることから、参加者間で取引できる財・サービスの種類が多いほど積極的な参加をしよう、それは追加的参加者の加入を促す。

また、商店は利益の最大化を図るため、より多くの顧客を確保することができ、制度に参加していない商店と

の差別化を行うことができるならば、参加商店の数が増える。このような各主体の利潤最大化行動が制度設計に組み込まれていることで「地域通貨」の循環がなされると考えられる。このような「地域通貨」の循環の仕組みによって、地域全体へ貢献するものとなっている。

地域の望む財・サービスが市場や政府によって供給されにくい、またはその供給水準に不満がある場合に、民間で組織をつくり、供給、消費するというクラブ財として、「地域通貨」制度の仕組みを理解することができる。そして、その制度内部では、「地域通貨」の循環を通じて、個々の主体が自らの効用を最大化するように行動し、それらの外部効果として、地域全体の便益が達成されることが示される。

#### 4. まとめと今後の展望

本稿の目的は、現状の地域通貨制度の仕組みを理論的に分析し、経済学的な位置づけを与えることであった。そこで、本稿の主な結論は、以下の通りである。地域の多様な需要を、地域住民自らが自発的な組織を形成することによってその供給を担う、つまり解決することができるような形態であることから、地域通貨制度がクラブ財であると位置づけた。また、「地域通貨」制度がクラブ財と位置づけられることで、地域の活性化や相互扶助などが、その地域に限定的に供給することが可能であることを示唆している。さらに、参加者がそれぞれの便益を得るための最大化行動をとることで、地域経済の活性化やソーシャル・キャピタルの形成という外部効果を生じさせることにつながるということを指摘した。

以上のような結論が得られた一方で、検討すべき課題も多く残された。まず、クラブ財として位置づけを与えたが、そのことについて理論モデル化して提示することが出来ておらず、その位置づけの方法に議論の余地が残されている。そして、「地域通貨」制度が地域経済に及ぼす影響について明らかにしていない。実際に導入目的がどれだけ達成されているのかに関する実証的な分析が必要である。以上の点は今後の課題である。

#### 参考文献

- Buchanan, J.M. (1965) "An Economic Theory of Clubs" *Economica*, Vol.32, No.125
- Buchanan, J.M. (1968) "Pure and Impure Public Goods" *The Demand and Supply of Public Goods*, Rand McNally & Company.
- Caldwell, C. (2000) "Do People Join Local Exchange Trading Systems?" *International Journal of Local Currency Research*, Vol.4, No.1
- Davies, S.J. (2004) "Lesson from LETS" 『国民経済雑誌』 神戸大学経済経営学会 第189巻 第2号
- Dorfman, R. (1969) "General Equilibrium with Public Goods" *Public Economics – An Analysis of Public Production and Consumption and their Relations to the Private Sectors*, edited by Margolis J. and Guiton H. Macmillan, pp.247-275.
- Lee, R. (1996) "Moral Money? LETS and Social Construction of Local Economic Geographies in Southeast England" *Environment and Planning A*, Vol.28, pp.1377-1394.
- Musgrave, R.A. (1969) "Provision for Social Goods" *Public Economics – An Analysis of Public Production and Consumption and their Relations to the Private Sectors*, edited by Margolis J. and Guiton H. Macmillan, pp.124-144.
- O'Doherty, R.K., Durrschmidt, J., Jowers, P. and Purdue, D.A. (1999) "Local Exchange and Trading Schemes: a Useful Stand of Community Economic Development Policy?" *Environment and Planning A*, Vol.31, pp.1639-1653.
- Pacione, M. (1997) "Local Exchange Trading Systems as a Response to the Globalisation of Capitalism" *Urban Studies*, Vol.34, No.8, pp.1179-1199.
- Pacione, M. (1998) "Toward Community Economy – an Examination of Local Exchange Trading System in West Glasgow" *Urban Geography*, Vol.19, No.3, pp.211-231.
- Pacione, M. (1999) "The Other Side of the Coin: Local Currency as a Response to the Globalization of Capital" *Regional Studies*, Vol.33, No.1, pp.63-72.
- Peacock, M.S. (2000) "Local Exchange Trading Systems – A Solution to The Employment Dilemma?" *Annals of Public and Cooperative Economics*, Vol.71, No.1, pp.55-78.
- Samuelson, P.A. (1954) "The Pure Theory of Public Expenditure" *Review of Economics & Statistics*, Vol.36, No.1,

pp.387-389.

- Steiner, P.O. (1969) "The Public Sector and the Public Interest" *The Analysis and Evaluation of Public Expenditures: The PPB System -A Compendium of Papers*, U.S. Government Printing Office, Vol.1, pp.13-45.
- Williams, C.C. (1996a) "The New Barter Economy: An Appraisal of Local Exchange Trading Systems (LETS)" *Journal of Public Policy*, Vol.16, No.1, pp.85-101.
- Williams, C.C. (1996b) "Local exchange and trading system: a new source of work and credit for the poor and unemployed?" *Environment and Planning A*, Vol.28, pp.1395-1415.
- Zechhauser, R. (1969) "Uncertainty and the Need for Collective Action" *The Analysis and Evaluation of Public Expenditures: The PPB System -A Compendium of Papers*, U.S. Government Printing Office, Vol.1, pp.149-166.
- 上杉志朗 (2001) 「NPO 活動と「地域通貨」」『NPO 研究 2001』日本 NPO 学会編集委員会 [編] 日本評論社
- 加藤敏春 (2002) 『エコマネーはマネーを駆逐する』勁草書房
- 加藤寛 (2004) 「地域通貨の可能性—「地方にお金を」逆転の発想」『マネーの経済学』日本経済新聞社[編] 日本経済新聞社
- 河合正弘・島崎麻子 (2003) 「日本の地域通貨制度—現状と課題—」『社会科学研究』東京大学社会科学研究所 Vol.54, No.1
- フリードリヒ・A・ハイエク 著 川口慎二 訳 (1988) 『貨幣発行自由化論』東洋経済新報社
- 福重元嗣 (2002) 「地域通貨の発生に関する計量分析」, *The Nonprofit Review*, Vol.2, No.1
- 本田豊 (2001) 「地域通貨と地域活性化」『政策科学』立命館大学政策科学学会 Vol.8, No.2
- モーリス・ペストン 著 加藤寛監 訳・解説 (1975) 『公共経済学』ダイヤモンド社
- 丸山真人 (1996) 「藩札の地域通貨としての意義—岡山藩の藩札を事例として—」, 『社会科学紀要』東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻編, Vol.4
- 三浦一輝 (2008) 「「地域通貨」の流通に関する理論分析」『法政大学大学院紀要』法政大学大学院 No.60
- ロバート・D・パットナム 著 河田潤一 訳 (2001) 『哲学する民主主義』NTT 出版